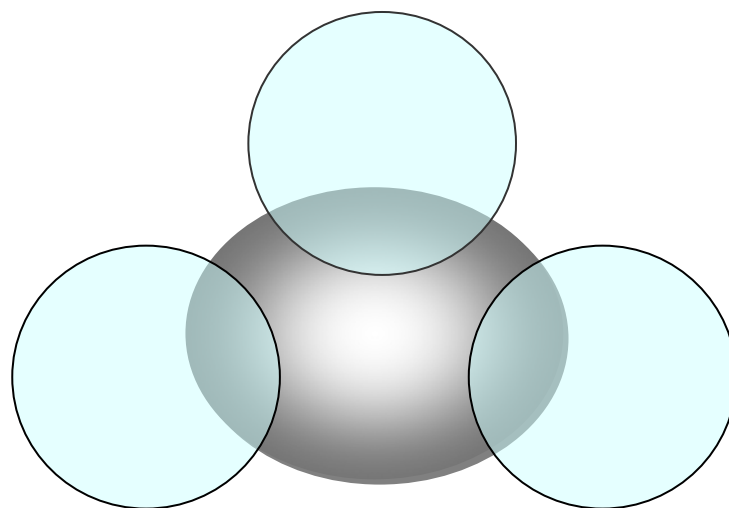


(職員用)

# NPOとの協働を

実りあるものに



2004年5月

我孫子市

## はじめに

我孫子市は2002年から、『手賀沼のほとり 心輝くまち～人・鳥・文化のハーモニー～』を将来都市像とする「我孫子市第三次総合計画」をスタートさせました。

私たちは地域社会の中で、経済情勢の変化や急速な少子高齢化、国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大、さらに地球規模の環境問題など、これまでにない状況に直面しています。

「総合計画」では、地方分権の進展により、自治体の自立を前提とした、市民と市の新たな関係づくりが迫られていることを挙げるとともに、「こうした時代の胎動をしっかりと受けとめ、新しい地域社会を生み出す力に変え、独創的な魅力のあるまちを市民と市の協働で築いていく」としています。

この協働のまちづくりを進めていくために、「NPOとの協働を実りあるものにするための7つの原則」を中心とした基本的な考え方をまとめました。

本書を有効に活用していただき、分権時代をリードできる我孫子をめざして共に頑張りましょう！

## NPOとの協働を実りあるものにするための7つの原則

いま、地方分権を担う主体を確立するためにも、ますます多様化する市民ニーズに対応するためにも、税収が減少する時代に持続可能なシステムを作るためにも、より根本的な自治体改革が求められています。

この改革の実現には、〈市民との協働〉が不可欠です。公共のサービスを行政が全て受け持つ、という時代は終わりました。「公共」を行政が独占してきた明治以来の方式は、社会に一定の安定と安心感を与えてきたのは事実です。しかし同時に、行政の中に膨大な無駄と非効率を蓄積してきました。また、市民の中には、行政に対して要求と批判さえしていれば良いという「行政依存」体質を生み出していました。

こうした市民と行政の関係を根本から変えて、市民と行政がより良いパートナーシップを築き、それぞれが自分の責任をしっかりと果たしながら、「協働」のまちづくりを進めていきたいと考えます。

### 1. NPOとの共通の目標を明確にすること

協働とは、団体の目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向けて協力することです。

このため、共通の目標（例えば、障害者の自立支援のため、子どものたくましい成長のため、手賀沼の浄化のため、等）を、常に明確に持つことが大切です。これがあいまいになると、「(行政にとって) 安上がりに事業を実施できる」「(NPOにとって) 市から財政支援が得られる」など、両者の利害や思惑に左右される関係になってしまいます。

## 2. NPOの特性を理解すること

性格の異なるもの同士が、それぞれの長所を活かして協力するには、相手をよく理解するように努めなければなりません。

NPOには、地域社会の課題に取り組んでいく「自発性」「チャレンジ性」、地域生活に密着して横断的なサービスを提供する「総合性」、地域に貢献することを通じての「自己実現の重視」、自分たちが直面している課題を仲間とともに解決していく「当事者性」、など、企業や行政にはない特性があります。

## 3. 市民参加やNPOへの委託を協働のモデルだと思わないこと

行政と市民の協働の基本は、税金を使った行政の仕事と、税金を使わない民間活動との連携です。行政への市民参加やNPOへの委託は、税金を使った行政の仕事の範囲における市民との連携であり、協働の一つの形態ではあっても、基本形ではありません。

協働は自立したもの同士の間になり立つ関係です。決して“もたれ合い”にならないように注意し、それぞれの協働の中で、行政とNPOとが責任や権限をどのように分担するのかを常に明確にしておく必要があります。また、最終責任を負うものが、最終決定権を有するのが原則です。

## 4. 「金」を出したら「口」も出すこと

「金を出しても口を出さない」ことが、NPOにとって良い行政だという誤解が一部にあります。税金を支出する以上、行政はそれが適切に使われるように最善の努力を行い、その結果について説明をする責任を、納税者全体、主権者である市民全体に対して持ちます。口を出すのは行政の責務です。

なお、NPOに事業を委託する際には、行政からの指示事項と、NPOの自主性や創意工夫に任せる部分を、契約の中で明確にしておくことも大切です。

## 5. 協働の評価は第3者から受けること

協働は、行政とNPOの2者だけの関係ではなく、1.で述べた共通の目標に沿って働きかける相手として、必ず第3者（障害者の自立支援のために協働する場合なら、そのサービスを受ける障害者）の存在があります。

協働したNPOからだけでなく、この第3者からどう評価されるかが重要です。仮に行政とNPOが、お互いに両者の関係に満足していたとしても、働きかける相手から評価されていなければ、それは自己満足にすぎません。

## 6. 職員一人ひとりが市役所の代表であるという自覚を持つ

NPOに行政のタテ割りは通用しません。自分の担当する仕事以外の話になっても責任を持って対応する必要があります。行政内部の連携は、その職員自身の仕事です。

また、我孫子市には300億円以上の予算があります。「予算が無いから」という言い訳はやめましょう。事業の優先順位を責任を持って説明しなければなりません。

## 7. 市民感覚を持った市役所になろう

市民から信頼され、市民感覚のある市役所でなくては、市民との協働は成り立ちません。私たち一人一人がさらに市民感覚を磨く必要があります。職員も一人の市民として、可能なかぎり地域の市民活動に参加しましょう。

また、行政の持つ情報は市民との共有財産であることを認識して情報公開を行なうとともに、聖域を設けず行政のあらゆる分野に徹底した市民参加を進めることが、市民感覚のある市役所をつくる最も確実な方法です。

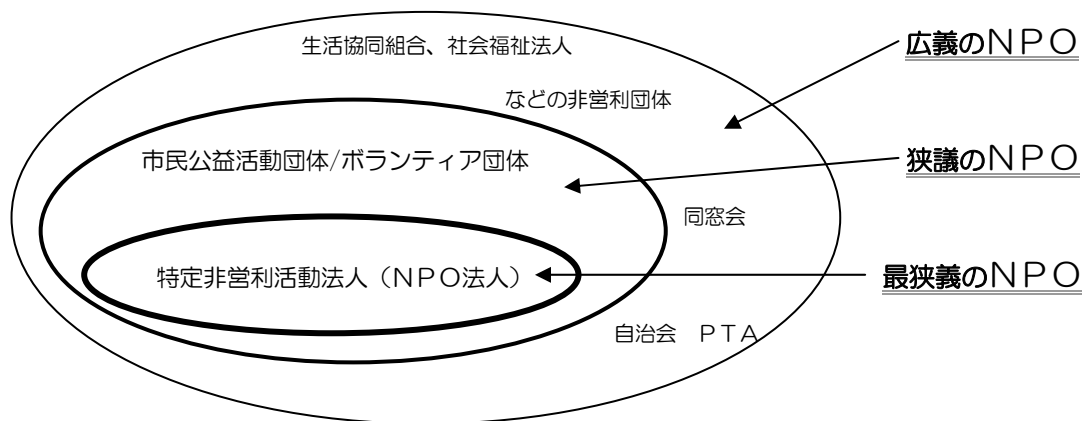
以上は、行政の立場から自己改革をめざして、NPOと協働するために必要な基本的事項をまとめたものです。市民と共に自立の精神を育て、我孫子らしい改革を進め、地方分権の時代をリードしていきたいと考えます。

## 1. NPOとは

### NPOとは？

- ・NPOは Non-profit Organizations のことです。日本語では「非営利団体」「非営利組織」と言われています。
- ・ただし政府、自治体も非営利組織と考えられるので、「民間非営利組織」と言われる場合もあります。

### NPOの範囲は？



### 特定非営利活動法人とは？

- ・「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得したNPOを「特定非営利活動法人」と言います。「NPO法人」とも言います。

※ 特定非営利活動促進法は1998年12月に施行されました。

### 非営利とは？

- ・「営利団体」は団体の利益を構成員（株主）に分配できます。
- ・「非営利団体」は利益を上げて、その構成員（会員）に分配できません。（非分配）
- ・活動により生じた利益があり、その余剰利益が組織の構成員に分配されず、本来の目的に再投資される場合は「非営利」となります。

## 2. 「協働」の定義・NPOと行政の「協働のまちづくり」の類型

我孫子市は2001年2月に、「協働の定義」と「NPOと行政の協働のまちづくりの類型」を、次の3つにまとめました。

### (1) 「協働」の定義

性格（団体の目的、長所・短所など）の異なる主体が、対等な立場で、それぞれの長所を活かして、共通の目標に向けて協力すること。

### (2) NPOと行政（我孫子市）の「協働のまちづくり」の類型

#### 自主事業・連携型

**NPOと行政が、それぞれの事業を自分の責任で行いながら、共通の目標に向けて連携する。**

[例] 高齢者・障害者のための住宅改修事業

NPO ー 高齢者・障害者の依頼を受け、住宅改修を自らの事業として行う  
我孫子市ー市の制度として高齢者・障害者へ、住宅改修の費用の1/2を助成する（介護保険外）

#### 市事業への参画型

**市事業の一定部分をNPOや市民が担う。市民の知恵や力を活かし、より市民ニーズに合った効率的な事業展開が可能になる。事業の最終責任は市が負う。**

#### ●事業委託（委託契約）

[例] 近隣センターの管理・運営

地域の住民組織（まちづくり協議会）に委託

#### ●市民参画

[例] 市民手づくり公園事業

地域住民の話し合いで市の公園を設計、作業も住民自身で行う。材料費は市が負担。

## 共同事業型

### 一つの事業をNPOと行政が共同で行い、責任を分担する。(共同事業契約)

[例] ボランティア・市民活動サポートセンターの運営

市の「市民活動センター」と社会福祉協議会の「ボランティアセンター」を統合した「我孫子市ボランティア・市民活動サポートセンター」を、市民・社協・市の3者で共同運営。

## 3. 事業を委託して行う場合

我孫子市では、昭和45年から「市民体力づくり大会」を体育協会に委託して実施しており、現在は、各課でさまざまな事業をNPOに委託をしています。

NPOに事業を委託する場合の基本的な考え方を次のように整理します。なお、委託する場合の具体的な留意点については、管財課と市民活動支援課で作成する「NPOに事業を委託して行う場合の留意点」を参考にしてください。

- ◆市が事業を実施する場合、その事業の目的を最も効率的・効果的に実現するための手法として委託が良いと判断した場合は、民間企業やNPOなどに委託します。
- ◆「入札、契約制度」の中で、NPOに積極的に門戸は開きますが、事業者の選定・契約にあたっては、NPOだからといって【特別扱いはしない】ということを念頭においてください。
- ◆むしろ、NPOがNPOの優位性を活かして民間企業などと競い合うことで、さらに自立したNPOとして成長していただきたいと思います。
- ◆ですから、事業の委託先を検討する際は、NPOに委託ありきで考えるのではなく、どこに委託することが最も適切かを考えてください。



#### 4. 今後に向けて

協働のまちづくりを進める過程では、NPOとの間で意見が合わずに、反発し合ったり、うまくいかないこともあるでしょう。しかし、定型化された処方箋はありません。

また、NPOと協働して事業を行う場合、そのことに費やす時間やエネルギーなどを非効率であると感じ、その先にある素晴らしい成果を見落とし、協働することをためらってしまうことも起こりがちです。

試行錯誤を重ね、お互いに学び合いながら、行動していくことが求められます。いい意味での緊張感を保ちながら、NPOとのパートナーシップを築いていきましょう。

行政とNPOは遠い存在ではなく、お互いに公共サービスの提供主体です。適切な役割分担を図りながら協働していく関係づくりを目指して、経験を積み重ねていきましょう。

《発行》

我孫子市

《編集》

我孫子市環境生活部

市民活動支援課 市民活動支援担当

〒270-1192

千葉県我孫子市我孫子1858

TEL 04-7185-1111

FAX 04-7185-5777

e-mail [shiminkatsudou@city.abiko.chiba.jp](mailto:shiminkatsudou@city.abiko.chiba.jp)